

育児休業、育児短時間勤務、部分休業の請求等にかかる様式に関する要綱

育児休業の取り扱いについて第6項第1号等、別表に記載する要綱・内規に規定する各種申請の様式を次のとおり定める。

記

1 庶務事務システムを使用する職場においては庶務事務システムを用い、証明書類等の写しは電子添付すること。なお、証明書類等の原本の添付が必要な場合には、庶務事務システムから添付書類送付票を出力し、併せて回送すること。やむを得ず原本の提出ができない場合は、証明書類等の写しを電子添付し原本照合を行うこと。

なお、庶務事務システムを使用する職場においても、特別の事情により庶務事務システムが使用できない状況にある場合には、庶務事務システムを使用しない職場と同様の紙様式を用いること。

2 庶務事務システムを使用しない職場においては別表に定める様式を用いること。

3 実施日

平成23年8月1日（平成24年4月1日一部改正、平成27年6月1日一部改正、令和元年5月20日一部改正、令和3年9月1日一部改正、令和4年9月30日一部改正）

別 表

休業等	様式	添付書類等
育児休業取扱要綱第6項第1号関係	育児休業承認請求書 (休業等様式1)	
育児休業取扱要綱第6項第2号関係	養育状況変更届 (休業等様式2)	
育児短時間勤務取扱要綱第2項及び第5項第1号関係	育児短時間勤務承認請求書 (休業等様式4)	住民票等(初めての請求者) 事由書(再度の育児短時間勤務の請求者)
育児短時間勤務取扱要綱第3項第3号関係	育児短時間勤務計画書 (休業等様式3)	
育児短時間勤務取扱要綱第5項第2号関係	養育状況変更届 (休業等様式2)	
部分休業の取り扱いについて第5項第1号関係	部分休業承認請求書 (休業等様式5)	
部分休業の取り扱いについて第5項第2号関係	養育状況変更届 (休業等様式2)	
部分休業の取り扱いについて第3項第2号関係	部分休業取消表 (休業等様式6)	
職員の自己啓発等休業に関する要綱第5章第1項関係	自己啓発等休業承認申請書 (休業等様式7)	
職員の配偶者同行休業に関する要綱第3章第1項関係	配偶者同行休業承認申請書 (休業等様式8)	